

事 務 連 絡

平成26年6月13日

福岡労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成26年5月23日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 福岡労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。

休業補償給付については、 []

[] について支給対象とすること。 [] については、主治医の意見に基づき判断されたい。

また、当該支給対象となる日に行われた検査、治療等については療養補償給付の対象となるので、療養補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。